**⑫「中学校のホームページをつくろう」**

**～表現の自由とプライバシーの権利～**

|  |
| --- |
| ●主に対応する学習指導要領 公民的分野 |
| 内容C　私たちと政治(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則ア(ｱ)人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。 |
|  |
| ●主に対応する帝国書院公民教科書 単元名・対応ページ |
| 部 | 章 | 節 | ページ |
| 第2部政治 | 第1章日本国憲法 | 第2節基本的人権の尊重 | p.43・p.55 |

**第Ⅰ部　指導案**

**１　授業のねらい**

（１）この授業は、学習指導要領公民的分野の内容C（１）「人間の尊重と日本国憲法の基

本的原則」の項目で扱い、目標（１）「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識」させることをねらいとしています。

（２）内容A（2）「現代社会を捉える枠組み」ア（ア）では、「現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解すること。」とされています。

　　　 「対立と合意」の視点を学んだうえで、「表現の自由」と「プライバシーの権利」という二つの基本的人権の対立をどのように調整したらよいのか具体的に考える場面を設定しました。このことを通じて、現代社会をとらえる見方・考え方である「対立と合意」についての理解をさらに深めるとともに、基本的人権の尊重について実感をもって理解させることを意図しています。

学習指導要領では、3内容の取り扱い（1）イにおいて「日常の社会生活と関連付けながら具体的事例を通して、政治や経済などに関わる制度や仕組みの意義や働きについて理解を深め」るようにすることとされています。そこで、いきなり「表現の自由」や「プライバシーの権利」の抽象的な説明をするのではなく、「ホームページ作成」という活動を通して、「表現の自由」と「個人情報の保護」の関係を、自分のこととして考えさせたいと思いました。

**２　生徒に身につけさせたい法教育的な見方・考え方**

　 この授業を通して生徒に身につけてほしい力は、次のようなものです。

1. 情報の公開は、「表現の自由」の表れであることを理解する。
2. インターネット上に情報を公開することを通じて、「表現の自由」の意義

がわかる。

1. 「表現の自由」を行使することで、誰かの利益が害される可能性があることを 知る。
2. 「プライバシーの権利」と個人情報保護の意義について考える。
3. 「表現の自由」と「プライバシーの権利」の調整をすることができる。

**３　指導計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 指導上の留意点 |
| 導入 | ・自分の学校のホームページの有無や内容　を調べる。 | ・学校のホームページからさまざまな情報が公開されていることに気づかせる。　 |
| 展開 | ・ホームページをリニューアルする。　　学校のホームページにのせてみたいことを自由に書いてみる。　　どのような情報があるとホームページを見てもらえるのかを考える。・「情報の公開」と「基本的人権」の関係を考える。・ホームページ公開の影響を考える。　　学校生活のなかにある「自分の情報」について公開の是非を考える。　　情報公開の弊害を考える。・「個人情報」に配慮した「情報公開」を行うためのくふうを考える。・本地の学習内容をふまえて、グループでホームページの内容を検討する。 | ・「どのような内容」を「誰に」「なぜ」公開したいのかを考える。・ホームページを見る人が求めている情報を考え、発信したい内容と閲覧者が求めている情報の内容を比較する。・「情報の公開」が「表現の自由」の表れであることを理解する。・学校生活のなかに「他人に知られたくな　い情報」が存在することに気づかせる。　　　〇自分が知られたくないこと　●もし、転校するとしたら、知りた　　いこと・「情報公開」によって発生するマイナス　の影響を知る。・「情報公開」を行う上で必要な、「個人情報」に対する配慮について考えることができるようにする。・「情報公開」の大切さを意識しつつ、「個人情報」に配慮して、ホームページに掲載する内容を考えることができる。 |
| まとめ | ・「表現の自由」と「プライバシーの権利」を調整する。 | ・ホームページの作成・公開以外で、「表現の自由」と「プライバシーの権利」を調整することを、「もし、自分だったら」「もしAさんだったら」という多様な視点を入れて、考えることができるようにする。 |

**４　評　価**

|  |
| --- |
| **観点別評価** |
| **○知識・技能**・プライバシーの権利、個人情報保護と表現の自由の関係等について理解することができたか。 |
| **○思考・判断・表現**・「表現の自由」と「プライバシーの権利」を調整して表現することができたか。 |
| **○主体的に学習に取り組む態度**・プライバシーの権利、個人情報と、知る権利や情報公開との関係を学び、身近な問題として、ワークシートでクラスの紹介ページをつくっている。 |

|  |
| --- |
| **主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例** |
| **○B規準の例**・ワークシート１、４、５について、自分の立場を示して記述することができる。 |
| **○A規準の例**・載せてみたいこと、たくさん見てもらえる情報と、知られたくないこと、公開すると誰かの権利が侵害されることを、調整して、適正な紹介文を記述している。 |

**第Ⅱ部　ワークシート**

**「中学校のホームページをつくろう」**

**～表現の自由とプライバシーの権利～**

　　組　　番 名前

　みなさんの中学校のホームページをつくることになりました。大きな柱として、

|  |
| --- |
| ①学校概要、 ②教育内容、 ③学校生活、 ④お知らせ |

を決めました。

　その中の「③学校生活」のページをさらに、

|  |
| --- |
| Ⅰ学校行事　Ⅱ生徒会／委員会　Ⅲ学年／学級　Ⅳ部活動 |

に分けました。

この中の「Ⅲ学年／学級」について、

　① 学校概要

② 教育内容

 ③ 学校生活

 　 Ⅰ 学校行事 Ⅱ 生徒会／委員会

 　Ⅲ 学年／学級 Ⅳ 部活動

 ④ お知らせ

その内容を自由に考えてください。

 ↑中学校のホームページのメニュー画面

１　中学校のホームページにのせてみたいことを自由に書いてみましょう。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　　　　　容 | 見てもらいたい人 | ホームページにのせたい理由 |
|  |  |  |

２　どのような情報があると、ホームページを見てもらえるでしょうか。

|  |
| --- |
|  |

３　ホームページに情報を公開することは、基本的人権のなかの何にかかわることでしょうか。また、情報を公開することの目的や意義を考えてみよう。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |   |  |  目的や意義 |
|  |
|  |

４　みなさんは、学校生活のなかで他人に知られたくない情報にはどんなものがありますか？

|  |
| --- |
|  |

５　その情報（個人情報）が公開されてしまうと、困ることはどんなことですか？

|  |
| --- |
|  |

６　個人情報に配慮するためには、どのようなくふうをしたらよいでしょうか。

|  |
| --- |
|  |

７　これまで学習した内容に気をくばりながら、グループ（班）で「学年・学級」　　のページの内容を考えてみよう。　　　　　　　　※配慮したことも書いておこう。

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　　　　　　容 | 個人情報に対する配慮 |
|  |  |

８　今日の学習を通してわかったことや気づいたことを書きましょう。

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  先生より |

**第Ⅲ部　弁護士からのアドバイス**

**１　表現の自由**

憲法第２１条１項は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と定めています。

表現の自由は、個人の内心の思想や意見を外部に表明して他者に伝えることを保障するものです。戦前は、治安維持法などにより個人の自由な意見表明や政治的批判が制限され、弾圧されました。また、国際社会に目を向ければ表現の自由が十分に保障されていない国や地域があります。このような歴史的教訓や現代社会の情勢から、表現の自由が重要であることがわかります。

もっとも、表現行為が制限される状況におかれない限り、表現の自由の重要性について実感はわきにくく、このことは社会との接触が少ない中学生にとってはなおさらだと思われます。そこで、生徒たちにとって身近な学校のホームページを素材としたこの授業を通じて、表現の自由を実感してもらうことが、まずは大切になります。

**２　表現の自由の価値**

表現の自由には、二つの社会的価値があるとされています。

（１）一つ目の価値は、「自己実現の価値」です。

これは個人が表現活動を通じて自己の人格を形成・発展させるという個人的な意義に着目した価値です。

学校生活において、生徒は、学級会やクラブ活動、友達同士の間など、様々な場面で自分の考えを伝えようとします。生徒は、そういった表現活動を通じて、その人格を形成・発展させていきます。表現活動は、受け手（聞き手）がいて初めて成り立つものであり、「人が話をしている時はしっかりと聞く」という教育上の指導は、マナーの問題だけでなく、話し手の表現の自由を尊重するということにつながっているのです。

（２）もう一つの価値は、「自己統治の価値」です。

これは、表現活動を通じて国民が政治的意思決定に参加するという民主制の過程に着目した価値です。

　　　　生徒たちが自由に発言できなければ学級運営は成り立ちません。生徒会活動も同じ

です。表現活動を通じて、集団としての合意形成をはかることを可能にするのが、この２つ目の価値であり、民主主義の基盤をつくる価値といえます。

（３）以上述べた二つの価値から、表現の自由は、人権の中でひときわ重要であるとされています。

　　　 この授業では、表現の自由の価値に深くふみ込むものではありませんが、以上述べた

価値をふまえた上で授業にのぞみ、また生徒たちの日々の活動に接していただきたいと思います。

**３　プライバシーの権利**

プライバシーの権利を明文で直接保障した憲法の規定はありませんが、新しい人権として認められています。

プライバシーの権利は、「ひとりで放っておいてもらう権利」として、アメリカの判例で形成されてきた権利であり、日本では、昭和３９年に「宴のあと」事件（東京都知事選挙に立候補して落選した人をモデルとする三島由紀夫が書いた小説『宴のあと」が、そのモデルのプライバシーを侵害するかが争われた事件）の第１審判決が、「私生活をみだりに公開されない権利」としてプライバシーの権利性を承認しました。このように当初プライバシーの権利は、秘匿権又は消極的な自由として理解されてきました。しかしながらその後、情報化社会の進展に伴い国や企業による個人情報の収集・保管が進んだことを受けて、「自己に対する情報を自らコントロールする権利」と積極的な定義づけをして、自己の情報に対するコントロールを及ぼすことを認める考え方が有力になっています。

以上の通りプライバシーの権利は多義的かつ流動的な概念であるため、実は、これを正面から定義づけて認めた最高裁判所の判例はありません。しかしながら、最高裁判所は、「みだりにその要望・姿態を撮影されない自由」（昭和44年12月24日判決）、「みだりに指紋の押捺を強制されない自由」（平成7年12月15日判決）、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公開されない自由」（平成20年3月6日判決）というプライバシーの権利に含まれる自由について、個々の事案に応じて個別に、憲法第１３条で保障されていることを認めています。

**４　プライバシーの権利と表現の自由の調整**

以上述べてきたとおり、表現の自由とプライバシーの権利は、ともに大切な自由であり、どちらも十分に尊重されなければなりません。ところが、ある人の表現行為が、他者のプライバシーを侵害する事態が生じることがあります。この場合、ともに大切な二つの自由の調整をどのようにはかるべきか、という大変なやましい問題にぶつかることになるのです。

この問題は、①プライバシーを侵害しているか、②プライバシーを侵害したことはいけないこと（＝違法）か、の２段階で考えると頭のなかが整理できます。

　**（１）プライバシーを侵害しているかどうかの基準**

　　　　裁判ごとに基準を示していているため、一義的な基準はありませんが、多くの裁判例を集約すると、「一般人の感受性を基準にしてその人の立場に立ったときに公開を欲しない事柄であるか否か」が、プライバシー侵害の基準として広く採用されているといわれています。

**（２）表現行為がプライバシー侵害を理由に違法（＝いけない）とされる基準**

　　ア　上記（１）の基準から「プライバシーを侵害している」となったからといって、直

ちにその表現行為が違法（＝いけない）とされる訳ではありません。プライバシーの権利は重要ですが、表現の自由も同じように重要だからです。

　　　　この場合の調整について、多くの裁判例は、プライバシーの権利と表現の自由を「比較衡量」し、その事実を公表されない法的利益がこれを公表する理由を優越する場合に違法（不法行為が成立する）と考えています（令和２年１０月９日最高裁第二小法廷判決）。この「比較衡量」とは、表現行為によってプライバシーが明らかになる者の不利益と、表現行為が制限されることによる表現者の不利益を天秤にかけて判断する手法です。

　　イ　比較衡量する要素、すなわち天秤にのせる要素には次のようなものがあります。

　　　〇　プライバシーを侵害されたものの不利益

* 公表される私生活上の事実や個人情報の性質・内容

（どの程度知られたくない事実・情報なのか、秘匿すべき必要性の程度等）

* その人の年齢・社会的地位・影響力

　　（公人・私人の別、有名人か無名人か）

* 公表により受けた（受ける）不利益の態様・程度

　　　　　　　　（公表・伝達された範囲、社会的不利益の有無など）

　　　　〇　表現行為側の事情

　　　　　・　自己統治の価値との関係で重要な事実・情報か

　　　　　　　　（民主制の過程に関わる表現行為はとりわけ強く保障されます）

　　　　・　表現行為の意図・目的

　　　　　　　（公益をはかる目的か、興味本位の暴露話か）

　　　　・　表現行為が相当か

　　　　　　　 （目的を達するうえでの必要かつ相当な範囲の表現行為か、また表現媒体

の性質がインターネットか紙媒体であるか等）

・　規制行為の態様

　　　　　　　　（表現が世間にでる前に差止めるのか、でた後で損害賠償とするのか）

**５　授業実践にあたって**

例えば、学級新聞で、クラス内のカップルのばくろ話を書くことはないでしょう。このことからも、おそらく生徒たちは、すでに無意識のうちに表現の自由とプライバシーの権利の調整をはかっているのだと思われます。

この授業では、プライバシーの権利と表現の自由のきびしい対立場面を設定するのではなく、その調整を考えさせる設定にしています。生徒が、これまで過ごしてきた日常の生活を通じて、プライバシーの権利と表現の自由を調整しているのであれば、この授業でも、比較的容易に、両者を調整する優等生的な回答がでて、生徒の悩みは少ないかもしれません。

そこで授業では、まずは表現の自由、プライバシーの権利、双方の重要性や意義を十二分に強調し、両者の調整になやむような雰囲気をつくってみて下さい。

また、調整が難しく判断に迷うテーマを取りあげてみて下さい。例えば、文化祭の出し物が大成功した様子を視覚に訴えてわかりやすく伝えるため、写真を掲載する場合はどうでしょうか。例えば、体育祭でのクラスの躍進を具体的に伝えるため、１位になった種目と生徒の名前を掲載する場合はどうでしょうか。

生徒たちは、一部でも反対する生徒がいる場合には、写真や名前の掲載をやめようと言うかもしれません。それは、他者への配慮・思いやりという観点から正しい判断といえるかもしれません。しかしながら、そのこととは別に、プライバシー侵害といえるかどうかの観点から考えさせてみて下さい。

容易に二者択一ができない問題を考える力を養うのがこの授業のねらいとするところです。

なお、学校でホームページに個人情報を載せる場合には、私立学校であれば個人情報保護法の、公立学校であれば各地方公共団体の個人情報保護に関する条例に従う必要があり、基本的に公開される個人情報について各個人から同意を得る必要がありますが、本授業では、個人情報の主体である生徒が自分たちでホームページに載せる内容を検討することや、プライバシーの権利と表現の自由の調整を検討することに重点を置くことから、個人情報保護法の関係については触れるとしても軽く言及する程度で良いように思います。

　**６「」（補足）**

　　　憲法は、もともとは国家権力を制限する規定（つまり「国家と個人との関係」を規定するもの）ですので、この教材で取り上げた「人と人との関係」を直接規定するものではありません（憲法が国家と個人との関係を規定していることについては『憲法１０４条を作ろう』で詳しく扱っています）。

　　　しかしながら、憲法の人権の考え方は、「人と人との関係」にも当てはまります。そこで、憲法の人権の考え方を「人と人との関係」を定めている民法を介して間接的に適用することが認められています。これを憲法の私人間効力といいます。

　　　この教材では、人権の考え方を生徒たちに身近な事例を通じて考えてもらうため、本来憲法が予定している「国家と個人との関係」ではなく、この私人間効力の場面を設定しました。私人間効力については、教材№⑩『学級連絡網を作ってはいけないの？～基本的人権、新しい人権～』の第Ⅲ部「弁護士からのアドバイス」で詳しく解説しています。

**第Ⅳ部　授業づくりのポイント**

**１　ねらいをはっきりさせましょう**

　　この授業では、「自分の学校のホームページを作成する」という活動を通して、「表現の自由」と「個人情報の保護」の関係を考えさせることをねらいの一つにしています。

　　もう一つのねらいは、「情報社会」のなかで、「情報を公開する」ことの意義を理解するとともに、「情報を公開する」上で、個人情報の取り扱いに慎重になる必要性がわかり、基本的人権に配慮した情報公開を行動規範として身につけさせたいものです。

**２　指導の工夫をしましょう**

　　このワークは、公民的分野の「新しい人権」の単元の一部として考えました。情報発信は、「表現の自由」を行使する上で重要な行為ですが、全世界（不特定多数）の人々を対象に公開されてしまうホームページの影響を十分に考慮する必要があります。特に「個人情報」の取り扱いには、慎重であるべきです。そして、情報モラルに配慮しながら、誰でも閲覧できるインターネットを利用して、適切な情報発信を行おうとする姿勢を身につけさせたいものです。

**３　授業の進め方**

**〈　導　入　〉**

　　　多くの学校では、自校のホームページを作成し、公開しています。みなさんの学校の生徒たちは、自分の学校のホームページを見たことがあるでしょうか。内容は知っていますか？教室でホームページを見ることができるならば教室で、コンピュータ室でなければ閲覧できないときは、コンピュータ室で授業を行いましょう。みなさんの中学校からも、ホームページを通してさまざまな情報が公開されていたことでしょう。多くの情報が日常的に発信されていることに気づいて下さい。

**〈　展　開　〉**

　　　中学校のホームページをリニューアルすることになり、「学年・学級」のページを中学生が担当して作成するという設定で生徒は活動します。

　　　ホームページは、更新をくり返し行う必要があります。学校のホームページは、学校の過去ではなく「今の生徒の活動」を発信していくことが大切です。「学年・学級」のページの内容とは、自分たちの活動のことです。まずは自由に「ホームページにのせてみたいこと」を考えさせましょう。ここでは、個人または2人くらいの少人数での活動を想定しています。「どのような内容」を「誰に」「なぜ」公開したいのか、少し深く情報の発信について考えてみましょう。挙手を求めて自分たちが考えた内容を発表し、クラス全体で意見を共有します。

　　　さらに立場を「情報発信者」から「インターネットの閲覧者」に変え、どのような情報がのっていると見たくなるのか考えてみましょう。

　　　このように自分たちのアイディアに基づいて自由に情報を選んで公開することは、憲法で保障されている「表現の自由」の表われであることを理解させましょう。

　　　しかし、自分たちについて無制限に公開してもよいのでしょうか。学校には、他人に知られたくない、たくさんの個人情報が存在しています。また、学校のなかにはさまざまな考えをもった人が生活しています。私が公開にOKでも、他の人たちの中からNOと言われるかもしれません。ホームページ上で公開するということは、情報が世界中に向けて発信することになります。また、インターネットは「誰でもアクセスできる」という利点がありながら、それは同時に「誰にでも見られてしまう」ことになっています。

　　　インターネットでつながる社会には、よい心をもった人もいれば、公開された情報を悪用しようと考えている人もいます。実際に思いがけない展開となってしまった例はたくさんあります。いくつかの例を通して、不用意な行為がもたらすことの大きさを実感させましょう。また、「不用意な行為」を行わないために配慮すべき事柄を整理して、「個人情報保護」の大切さに気づくとともに、情報化時代を生きる若者の行動規範として身につけさせたいものです。

　　　「表現の自由」と「プライバシーの権利」の調整をしつつ、４～５人のグループでもう一度「ホームページにのせてみたいこと」を考えてみます。その際、その情報を多角的に観察し、プライバシーに配慮する姿勢を忘れないようにしましょう。

**〈　まとめ　〉**

　　　この時間で学習した内容をふまえ、「表現の自由」と「プライバシーの権利」の調整が必要になってくる場面を考えてみましょう。意見に対立がみられたとき、どのようにして「合意」を得たらよい解決方法を既習事項より振り返ってみましょう。

　　　ここでは、情報を正しく公開することの重要性に気づき、「表現の自由」の重要性がわかる授業にしたいと考えました。

　　　身近な事柄について、何度も調整しながら、熟議し、適正なものを作るという仮定は、今次改訂の「主体的で、対話的な学び」に合致するものです。表現するというゴールがあるので、取り組みやすい教材となっていると思います。

※個人情報をなぜ伏せておきたいのかという理由などについては、家庭や地域、学校等の事情にあわせて慎重に取り扱う必要があります。

**《ワークシートの解答例》**

予想される解答例を作成してみました。授業のイメージづくりにご利用ください。

１　中学校のホームページにのせてみたいことを自由に書いてみましょう。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　　　　　容 | 見てもらいたい人 | ホームページにのせたい理由 |
| みんなの写真クラス紹介学校自慢学校七不思議 | 誰でも転校した友人地域の人自分たち、後輩 | 写真が載ったらうれしいから転校したクラスメートに近況を伝える自分たちのことを知ってもらいたいおもしろいから |

２　どのような情報があると、ホームページを見てもらえるでしょうか。

|  |
| --- |
| 学校生活のことがよくわかる情報ばくろ話 |

３　ホームページに情報を公開することは、基本的人権のなかの何にかかわることで　しょうか。また、情報を公開することの目的や意義を考えてみよう。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  表現の自由 |  |  目的や意義　自分たちのことをみんなに知ってもらう　伝えたいことを伝える |
|  |
|  |

４　みなさんは、学校生活のなかで他人に知られたくない情報にはどんなものがありますか？

|  |
| --- |
| テストの結果や成績　　志望校　　誰と付き合っているか自分の顔写真と名前や自宅の住所がのっている名簿　 |

５　その情報（個人情報）が公開されてしまうと、困ることはどんなことですか？

|  |
| --- |
| 自分が馬鹿なことがわかってしまう恥ずかしいし彼女（彼氏）に迷惑がかかるかも知らない人から声をかけられるかもしれない、かってに自宅に来られるかもしれない |

６　個人情報に配慮するためには、どのようなくふうをしたらよいでしょうか。

|  |
| --- |
| 個人情報はのせない個人情報をのせるときは、その人の意向を確認する |

７　これまで学習した内容に気をくばりながら、グループ（班）で「学年・学級」

　　のページの内容を考えてみよう。

※配慮したことも書いておこう。

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　　　　　　容 | 個人情報に対する配慮 |
| クラス紹介　　クラスの目標　　どんな（雰囲気の）クラスか　　クラスの係の紹介　　クラスのトピックス（今はやっていること等） |  |

８　今日の学習を通してわかったことや気づいたことを書きましょう。

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  先生より |